

令和5年度第2回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和5年度第2回(通算42回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和5年10月2日(月)午後 6時30分～午後 9時02分

[開催場所] 北とぴあ7階第一研修室

[次第]

- 1 開会
- 2 第6期北区子ども・子育て会議委員紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 部会員振り分けについて
- 5 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ①(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画(素案)について
 - ②(仮称)北区子ども条例について
 - ③さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について
 - ④令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
 - ⑤多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について
- 6 その他
- 7 閉会

[出席者] 岩崎美智子 会長 石黒万里子副会長 小林宏一郎 委員
田崎 郁恵 委員 辻村 真実 委員 中村 章子 委員
我妻 澄江 委員 漆原 浩子 委員 太田 京子 委員
影澤 博明 委員 鈴木 将雄 委員 田邊 茂 委員
大島 幸子 委員 奥村 宏 委員 關口 泰正 委員
野田 忠 委員 三田 理恵 委員

[配布資料]

資料1-①	【1/3】(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画2024(素案)【令和5年10月版】
資料1-②	【2/3】(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画2024(素案)【令和5年10月版】
資料1-③	【3/3】(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画2024(素案)【令和5年10月版】
資料2-①	(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案)

資料 2-②	「(仮称) 北区子ども条例アンケート」結果報告について
資料 2-③	中学生モニター会議における検討結果 (概要報告)
資料 2-④	「(仮称) 北区子ども条例」タウンミーティングの開催について
資料 3	さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について
資料 4	令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
資料 5	多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について

【事務局】

皆様、改めまして、こんばんは。

定刻になりまして、本日が第6期最初の子ども・子育て会議ですが、北区長、やまだが皆さんにお会いするために、こちらに参加しておりますので、一言ご挨拶申し上げます。

【やまだ区長】

皆様、こんばんは。

ご紹介いただきました、北区長のやまだ加奈子です。

平成25年7月に条例に基づき設置をされました、この子ども・子育て会議が10年目を迎えまして、本日から第6期目の会議ということになります。この間、第1期からずっと委員を就任いただいている方、そして今回から初めて就任をいただく方、多く皆様に快く委員を受けいただきましたこと、お仕事帰りにもかかわらず、このような形で参加をいただいていますことに、この場をお借りいたしまして感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。そして、どうぞよろしく願いいたします。

私は4月に就任をさせていただきましてから、この数か月間ですが、子ども・子育てに関する補正予算や事業を最も、いち早く取り組めるところからやるということで、様々着手をさせていただきました。特に子どもたちが夏休みに向けて、夏休み前後の気持ちがすごく不安定になる時期をしっかりと相談体制を受け付けていくこと、それから児童館、こどもセンターで、お母さんもお父さんも子どもたちも誰でも、子どものことから何でも相談できますよという窓口を、20館全てに設置をさせていただいたこと。とにかく子どもたちを守るための取組は家庭だけではなくて、北区役所はもちろん、社会全体でやっていくんだ、この姿勢を示したいという思いで、この数か月間取り組ませていただきました。

これから、まだまだ守らなければいけないこと、たくさんあります。一つずつの政策を丁寧に、心を込めて進めていくにはやはり子ども・子育て会議の皆様のご意見が重要だと思っていますので、ぜひともこの会議の中で、皆様からの高い形式や様々な経験をご意見としていただきまして、施策づくりにご尽力いただければありがたいと思っています。

区役所といたしましても、教育委員会、区長部局、みんなで力を合わせて環境づくりに頑張りたいと思いますので、どうぞ皆様方のご理解とそしてご協力を賜りますことを改めてお願いをさせていただきまして、冒頭のご挨拶とします。

今日のご挨拶だけで恐縮ですが、また何かあれば参加させていただきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【事務局】

区長、この後公務の都合がありますので、退室します。どうぞよろしく願いいたします。

【やまだ区長】

どうもありがとうございます。

(やまだ区長 退室)

【事務局】

では、令和5年度第2回の子ども・子育て会議のほうの開会に移ります。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は第6期最初の子ども・子育て会議です。冒頭、事務局を代表いたしましてご挨拶申し上げます。

なお、本日は傍聴席を用意してございます。皆様にもご承知おきいただければと思います。

【事務局】

皆様、改めまして、こんばんは。どうぞよろしくお願ひいたします。区長からも挨拶をさせていただいたところはございますが、私、事務局としてご挨拶一言したいと思います。

本日は、令和5年度第2回の子ども・子育て会議というようになっています。今年度ですが、子ども・子育て支援計画2020の改定の年度というふうになっていまして、昨年度からこの子ども・子育て会議において、計画改定についての諮問をして、ご議論をお願いしている状況です。今年度からはより具体的にご議論をいただくためということで、子ども・子育て会議の下に、子ども・子育て支援計画部会と、もう一つ子どもの未来応援部会、こちら二つを設けさせていただきまして、検討をお願いしている状況です。また、(仮称)北区子ども条約に関しましても、昨年度から策定に向けまして、様々区としても取組を進めているところですが、この子ども・子育て会議の中でも、いろいろとご意見をいただいている状況です。

本日から子ども・子育て会議の第6期となります。委員の方も何名か変わられた方もいらっしゃるということですが、第5期におけるこれまでの議論なども踏まえつつ、また新たな視点で、さらにたくさんのご意見をいただくことができたらうれしいなというふうに思っています。

今回の第6期を迎えるに当たりまして、公募委員の方々の募集というのをさせていただきました。こちらなんですけども、実は50名ほどの応募をいただいたということで、多分過去最大ではなかったかなというふうに思っています。本当に事務局としては多くの方に関心を持っていただけているということ、非常にうれしく思っています。そして結果といたしましては、書類審査、面接審査をさせていただきまして、最終的に本日までご参加をいただいています4名の方をお願いをさせていただくということになりました。公募委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から率直なご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に少しスケジュール的なお話をさせていただきたいと思ひます。まず、子ども・子育て支援総合計画、仮称ですが、こちらの計画ですが、今年の年末から年始にかけてパブリックコメント、こちらを予定しています。また(仮称)北区子ども・条例に関しても同時期にパブリックコメントを考えています。

そして、今年度の末までには計画の策定と、条例に関しましては議会にご提案をして、議決をいただき、条例の制定を目指している状況です。計画・条例とも徐々に大詰めの時期に入ってきているなというふうに思っていますので、本日も皆様方におかれましては闊

達な意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からのご挨拶、以上とします。

【事務局】

事務局のほうからの進行に関するご報告です。

【事務局】

それでは、事務局から会議開催に先んじまして、本日の出欠状況の報告と本日お手元配付資料の確認をしたいと思います。

まず、本日の出欠確認からです。本日は出席者17名、欠席者1名となりますので、北区子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日席上に配付しました資料の確認をいたします。今回の事前郵送資料と様々分かれていますので、順を追って説明しますので、分からなくなりましたら挙手などしていただければと思います。

では、まず机上に配付しています、ホチキス留めの資料で一番上に子ども・子育て会議次第と書いてある資料なんですが、こちらの次第の下のほうに資料一覧の表がございます。こちらをご覧くださいながら、資料確認したいと思います。

まず、資料1-①から資料1-③まで、こちら事前郵送資料です。それから下のほう、資料3及び資料4、それぞれA4の1枚資料で、こちらも事前郵送資料です。そして、次第の赤枠の部分になりますけども、資料2-①から2-④、それから資料5ですが、こちらは事前メール送付資料となっていて、本日机上配付で、こちらの次第のホチキス留めのされている後ろに続いているものでございまして、資料2のうち③のみA3資料なので、大きいアンケート結果報告ということで、別冊という形であるかと思っております。ここまでで不足のある方等いらっしゃいますでしょうか。

では、続いて確認いたします。委員名簿、A4を1枚お配りしています。裏面もございます。それから出席委員の席次表、A4を1枚です。

以上、机上配付資料です。

それから、毎度確認させてもらっていますが、子ども・子育て支援計画2020と、子どもの未来応援プラン、2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内していますが、今日初めてではない方でお忘れの方などいらっしゃれば、挙手をお願いします。今日初めて参加の方、これから配布します。少々お待ちください。

引き続き、事務局です。事前郵送資料も大丈夫でしょうか。お忘れの方がいれば、今お配りしますので。

では、事務局は以上です。引き続き、よろしくお願いたします。

【事務局】

では、続きまして次第2、第6期北区子ども・子育て委員の紹介に移りたいと思います。

9月14日に子ども・子育て支援計画部会を先に開催してございまして、その際に委員の方は改めての紹介ということになりますが、この子ども・子育て会議、親会のほうは今回が

初めてですので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。それぞれ皆さん、委員の方は選出の区分がございます。区分があってその中で、あいうえお順でお呼びしますので、よろしく願いいたします。

—委員挨拶—

【事務局】

以上18名で、1名が欠席ということで、本日ご参加いただいている委員の方は17名ということになります。よろしく願いいたします。

事務局のメンバーについても最初の会議ということで、紹介をします。

—事務局挨拶—

【事務局】

では引き続き、事務局です。ここで先日、9月14日に開催いたしました、令和5年第3回子ども・子育て支援計画部会の報告です。

部会の出席者ですが、メンバーのほう、裏面をご覧くださいますと、改選期ではありましたが、こちらのほうで部会のほうを従前の例に倣って振り分けをしてございます。何とぞ、ご理解いただければと思います。

部会の位置づけですが、子ども・子育て会議条例第8条の規定によりまして、子ども・子育て会議部会を置くという根拠に基づき定めたところですので。子ども・子育て支援総合計画の策定に伴いまして、二つの部会を設置しました。本来、この部会というのは子ども・子育て会議の会長が指名する委員をもって組織するといったようなことですが、親会のほうは本日が最初ということで、会長の推薦を本日举行ということになってございます。会長選出前の会議については、区長による会議招集という形になりますので、区を代表して子ども未来部長において進行させていただくというのが本筋でございましたが、第5期において、この部会の部会長を務められた石黒委員に引き続き第6期の委員を務めていただくこととなったことから、石黒委員に部会長に準ずる立場としての進行をお願いしたところです。

では、次第3のほうに移りたいと思います。会長・副会長の選出です。子ども・子育て会議では東京都北区子ども・子育て会議条例第6条に基づき、委員の互選により会長・副会長を選出するということになってございます。どなたか推薦、立候補など、いらっしゃるでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

前期まで一生懸命力を尽くしてくださった会長を岩崎委員さんに、そして副会長さんを石黒委員さんにまたお願いしたいと思いますが、よろしく願いします。皆様、よろしく願いします。

【事務局】

ただいま、委員のほうから会長を岩崎委員にと、副課長を石黒委員との声が上がりました。皆様、ご賛同いただける方は拍手をもって承認と……。

(拍手)

【事務局】

ありがとうございます。多数の賛成をいただきましたので、会長を岩崎委員に、副会長を石黒委員にお願いしたいと思います。

お二人からご挨拶をいただけますでしょうか。

【会長】

ただいま会長を仰せつかりました、東京家政大学の岩崎と申します。よろしくお願いたします。今年から発足しました、児童学部の児童学科に在籍しています。担当科目としては、「子ども家庭福祉」といった科目を担当しています。

この子ども・子育て会議は大分長くお世話になっていきますので、継続については多少ためらいがあったんですが、子ども・子育て支援総合計画が策定途中であり、(仮称)子ども条例も議論が進んでいるところですので、引き続き6期のほうも委員をやらせていただくことにいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

今年の4月から皆さんご存じのとおり、子ども基本法が施行されて、こども家庭庁も発足しました。国のほうもこの少子化を見据えて、本気を出して頑張ってくれるかなと期待しています。

この北区の子ども・子育て会議は委員の皆様が非常に活発に、そして率直に、忌憚のないご意見をたくさんくださるんですね。ほかの自治体ではそんなに意見が出ないところもあるというふうに聞いています。ですから、この北区の会議はすばらしいなというふうに思っています。先ほど、やまだ区長さんからも激励のお言葉をいただきましたし、そして今回公募委員の方も50人ですか、非常に多くの方が関心を持ってくださっている、これはすごいぞというふうに思っています。

会長ということでちゃんとできるか分かりませんが、皆様のお力をお借りして頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【副会長】

ただいま副会長を仰せつかりました、東京成徳大学の石黒と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私ども、北区十条台というところに大学がございまして、本当に日頃いつも北区の皆様には様々にご指導いただいて、ご支援いただいて、大学の教育を進めさせていただいています。本当にありがとうございます。

私自身は日頃、保育者養成、教員養成を通じて、子ども・子育てについて、いろいろと考えておるところであります。この子ども・子育て会議を通して、さらに子ども・子育てについて少しでも貢献したいというふうに考えています。

どうぞ皆様、忌憚のないご意見をお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いた

します。

以上です。

【事務局】

ありがとうございます。

では、これ以降の進行は岩崎会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは進行を交代しまして、次第の4、部会員振り分けについて、まず事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局です。

資料に添付のとおりで、先ほど、私の勘違いで先にこんな振り分けをしましたなんてことを、一緒にやっちゃったほうがいいかなと思って、説明させていただいたんですが。基本的に第5期の構成を引き継ぎまして、新たに委嘱された公募の皆様の割り振りをさせていただきました。

今年度、部会設置、そして9月の部会開催が既に決定していたところから、この案に基づき区長より会議招集という形で部会を開催させていただきました。なお、今年度既に、子ども・子育て支援計画部会を3回、子どもの未来応援部会を2回開催してございます。今年度もうないかなと思いますが、ただ子ども・子育て会議といたしましては、現在こちらから諮問を行っている子ども・子育て支援総合計画の答申をいただくまでは、設置を継続するといったようなことで、このような割り振りをしているといったようなことです。

なお、答申ですが、先ほど子ども未来部長からの冒頭挨拶をさせていただきましたが、11月の終わりに区議会のほうを予定していまして、そこで報告するような形を取りたいと思っていますので、11月、恐らく次回辺りが最終になる予定ですので、そこに向けていろいろ議論、大詰めですが、ご審議をいただければありがたいかなと思ってございます。

以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

何かこの件についてご質問等ありましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第の5です。子ども・子育て施策に関する報告事項ということで、①（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画（素案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

今回期が変わり、委員の方も変更になったことから、若干これまでの経緯も触れながら

説明したいと思います。結構なお時間をいただくことになるとは思いますが、適宜区切りながら説明させていただきたいと思います。

昨年のことだったのですが、今回子ども・子育て支援総合計画の改定について、子ども・子育て会議に諮問させていただきました。現行の計画は子ども・子育て支援計画とあって、今回そこに「総合」という言葉が加わることとなります。これは、こちらにある子ども・子育て支援事業計画に、こちらの冊子ですね。子ども未来応援プラン、こちらは貧困解消を主目的とする計画を合わせて、一つの計画として策定することを進めてございます。

子ども・子育て会議では計画策定に当たり、議論を深めるため過去の例に倣い、二つの部会を設け、検討を行うこととしてございます。9月14日の部会にご出席いただいた委員の皆様にはかなり重複する部分もあろうかと思いますが、今回新たに就任された方もいらっしゃるのでは、ご説明をします。

まず、全体のことを申し上げますと、今回初めて子ども・子育て支援総合計画のほぼ全体をお示しする形となります。成果物としては本日お示し、1、2、3ということで、3部構成になっていたかと思うんですけど、ホチキス留めのかかなり分厚い資料になりますが、本日お示ししたものに、冒頭区長挨拶、また巻末には皆様、子ども・子育て会議の委員のご紹介ですとか、これまでの例に倣って子どもの権利条約、そういったのを加える形にしたいと思っています。なので、ほぼご審議いただく形ものとしては今回、全てが出揃ったみたいな、そんな形です。

本日の説明ですが、資料の各ページ右下に大きい文字でページが振られていますので、そちらのほうの番号に沿った形で説明をしていきます。

まず最初の資料、1／3です。3ページ目からご覧いただけますでしょうか。

今回、これは皆様にお示しするのが初めてになります。計画策定の背景と目的という項目です。

(1)として社会情勢と国の動向。大変申し訳ないです、これは資料2が欠番となっていて、すみません。1、3と飛んじゃうんですが、これはこちらのほうの、資料作成上のミスでございまして。1番が社会情勢と国の動向、一つ飛んで資料として(3)が東京都の動向と、そしてその次、北区の動向、計画策定の目的といったような、現計画と同じ四つのパートから構成する案をお示しました。

国の動向といたしましては、少子化の進行、貧困、ヤングケアラーといった課題、こども家庭庁及びこども基本法の制定といった点に言及してございます。

次のページに進みまして、今度東京都の動向ですが、東京都のほうについては子どもの計画の策定に関する事ですとか、そういったことを記載してございます。また、北区の動向といたしましては、これまでの取組に加えまして、本計画の上位に位置する新たな基本構想の制定について言及してございます。なお、基本構想ですが、10月6日の区議会本会議で策定の予定となっております。

7ページに進みます。

2の計画の位置づけについては、これまでもこの会議でお示ししています。各種計画等の説明文を丁寧に記載したものとなっております。

次に8ページの図です。これまでお示ししたものと大きな変更はございませんが、基本構想を受けてから北区教育・子ども大綱の改定を進める関係から、現大綱を基にこの北区

子ども・子育て支援計画を策定するような形に位置づけとなるといったようなことです。

また、皆様にご審議いただいております、子ども・子育て支援計画2024と北区教育ビジョン2024というのが二つ、今、策定を進めているわけですが、これがいわゆる両輪となって、北区の子ども施策、教育施策、共に推進するといったようなことから、統一的な名称ですとかデザイン等により冊子。今は、こちらが教育ビジョンで、こちらが子ども・子育て計画なんですけど、もうちょっと見た目も近いような、こっちがパート1とするならこっちもパート2にするような、そんなイメージで成果物を作っていきたいなというふうに考えてございます。

次です。10ページに進めます。

計画の期間、計画の対象については、主にこれまでお示しした内容のもので冊子とするに当たって、デザインを変更した形としてございます。ただし、計画の対象のところの一つだけ赤字で加筆しているんですが、計画の対象についての考え方です。こども基本法にも18歳以下に限定しないといった考え方がありますので、その旨加筆しました。

あと、ここでもう一点、9月に開催した部会でのご意見について、触れたいと思います。

9月に開催した部会で、不妊治療といった施策も子ども・子育て施策にふさわしいのではといったようなご意見をいただきました。その取組について内部で検討したんですが、今回対象者を妊娠時を含むといったようなところで始めているので、不妊治療というとその前になるんですね。なので、今からその整理をしますと、なかなか大変なこともあるので。不妊治療について確かに国が保険適用したりとか、あと東京都が保険適応外の治療に助成を行う取組を開始したなど、そういった取組もあるんですが、区の主体の取組もないということもあって、今回は対象外とするような取扱いを考えたいと思います。5の計画の策定方法については、昨年ニーズ調査を実施し、当会議で報告した結果を記載してございます。

まず、一旦ここで切りましょうか。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関してご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続けていただけますでしょうか。

【事務局】

では、第2章に入ります。子ども・子育てを取り巻く現状と課題といったようなところに進みます。

様々なデータを記載してございます。現行の計画との比較をとの意味を込めて同じ内容でデータを更新するといった取扱いにしてございます。

まず、人口についてです。表を細かく説明することはいたしません。18歳未満の児童数ということでは微増の傾向が続いてございますが、直近の出産の状況としてはコロナ禍の影響もあったのかとか、落ちている状況があります。

次に20ページです。すみません。

女性の労働力率を記載してございます。5年前に比べ、就労される女性の方の割合というのが、やはり上昇傾向にあります。

次に22ページのほうをご覧くださいませでしょうか。教育・保育施設の利用状況です。

教育施設、いわゆる幼稚園よりも保育施設、いわゆる保育園等を選択する方の割合というのは引き続き増加傾向にございますが、保育施設の利用者数についても令和3年をピークに少し減少に転じてございます。

一方で、27ページになるんですが、学童クラブの在籍数というのは、増加傾向が現在も続いているといったような状況です。

次に28ページからの計画の実績に進みます。施策目標1といたしまして、家庭の育てる力の支援といったような項目だったんですが、そちらのほう、保育園と学童クラブの待機児解消ですとか、きたパピモバイルなどによる情報提供、相談支援の取組の充実、給食費無償化や子ども医療費の助成の拡充といった経済支援の実施に言及しました。

その他、子ども・子育て会議では、施策目標ごとに全ての子ども・子育て政策の実績報告を行ったことを踏まえまして、36ページの未来応援プランの実績まで、誠に恐縮ですが、そこまでの内容については質問をいただくような形でご説明に代えたいと思います。申し訳ございません。

では、一旦、ここで切ります。

【会長】

ありがとうございます。この資料でいきますと12ページから36ページですかね。ご説明いただいたわけですが、ご説明がなかった部分も含めて、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

【委員】

13ページ、北区における人口の推移のところなんですが、丸の二つ目、年少人口、生産年齢人口については、いずれもおおむね増加傾向にあるということかもしれませんが、高齢者人口は令和2年度以降、減少に転じているというふうに見受けられるんですが、いかがでしょうか。

【事務局】

そうですね。よろしいでしょうか。確かにおっしゃるとおりで高齢者人口、説明の中で言及しませんがそのとおり、お示しのとおり、そのとおりだと思います。

【会長】

そうしますと、記述を変えていただくということですね。

【事務局】

説明が確かに、いずれもおおむね増加傾向にあるといった点のところを修正します。大変申し訳ございませんでした。ご指摘、ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。ひとまず、よろしいでしょうか。
それでは、次のご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、引き続き、説明します。

37ページに進みます。昨年度実施したニーズ調査の結果をまとめさせていただいたものです。完全版はかなり、こんな分厚い冊子になるんですが、その中から前回調査との比較などの意味も込めまして、主要な項目ですとか、あと現計画の中で取り上げているようなものを掲載するような運びにしたらどうかと考えているところです。

41ページに進みます。子どもを見てもらえる親族・知人についてという質問がありまして、就学前の子どもと小学生の子どもとを二つ並べているんですが、これ微妙に目盛りがずれているので、縦に並べると勘違いしてしまうような、そんな作りになっているので、そのところについては完成版では工夫するようにしてまいりたいと思います。

なお、この後仲間の有無とか、子ども・子育てサークルの参加、相談できる人―・場所といった項目、調査項目は続くんですが、いずれの調査項目でも前回に比べて保護者の方の孤立化傾向というのが見受けられる結果となっております。

68ページまで進みます。北区の子育て支援への満足度です。これは前回とおおむね変わってございません。

次に、その次71ページのほうをご覧くださいませでしょうか。子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることといったような質問をさせていただきまして、就労条件の促進、これを上げる方が多いというのは前回と変わっておりませんので、そういった調査結果の傾向などは前回とかなり似ている部分があるのかなといったような状況です。

次に75ページからは、子ども・子育てを取り巻く課題についてです。

今回、子ども・子育て会議には初めてお示しする内容となります。ニーズ調査の結果等を踏まえまして、現状の課題を整理したものです。

(1) 施策目標1の未来を担う人づくりです。現計画と同様、就学前教育の充実ですとか、教育の場における子育ての支援と体験機会の提供、またこの会議の場でもいろいろ議論されています子どもの権利を保障するための取組ですとか、相談支援、居場所づくりといった項目を挙げてございます。

(2) 家庭を育てる力については、現計画と同じ四つの項目、そして(3)の子育て家庭を支援する地域づくりについても、現計画と同じ三つの項目を取り上げ、それぞれの課題等を述べさせていただいております。

次に80ページにお進みいただけますでしょうか。特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援です。

②の障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援ですが、以前は障害がほぼ全てといったような状況でしたが、近年課題として認識されましたヤングケアラーですとか、ニーズ調査では取り上げませんでした医療的ケア児への対応といったようなことが新たに必要になったことから、今回「障害等特別な支援の」といったような言葉、言い方に修

正してございます。ほかの四つの項目については、現計画と同様です。

次に82ページにお進みいただけますでしょうか。安心して子育てと仕事ができる環境づくりのところですか。現状、父親と母親とではやはり家事・育児に費やす時間にまだ差が見られるような状況です。ただ、多様性の観点から、あまり男女という言い方、なるべく避けるようにといったような形で検討を行い、若干長い言い回しになりますが、84ページのほうになるんですが、「性別による固定的な役割分担意識にかかわらず」といったような表現、皆様にもご意見いただきながら、このような言い回しを考えたところです。

一旦、ここで切りますかね。

【会長】

ありがとうございました。37ページから84ページまでですね。

こちらのご説明について、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

よろしく申し上げます。

細かいところなんですが、80ページの4の①の最後の丸のところなんですが、北児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける虐待受理件数年々増加とあるんですが、今年度上半期の数字でいいますと、昨年度と比較して5%くらい、減っているんですね。ですので、この計画の策定が令和6年の3月ということですので、まだ5年度の数字は出ていないかと思しますので、それはそれでよろしいのかと思っておりますが、一応そういう状況はあるということで申し添えます。

【事務局】

ありがとうございます。最新の情報、ありがとうございます。

例えば、近年増加傾向が続いておりとか、そういったような言い方もあろうかと思いますが、こちらのほうで検討して、ふさわしい表現を考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

【会長】

ほかに、いかがでしょうか。

【副会長】

83ページの、②働き方改革やワークライフバランスに関する企業への働きかけについてお伺いします。子育て中の保護者の方向けに、様々な子育て支援の制度を用意するというのはすごくイメージが湧くんんですが、企業に対して働き方改革を促すような働きかけをするというのが、具体的にはどういう取組があるのかなと思ひまして、教えていただければと思ひました。

以上です。

【事務局】

すみません、よろしいでしょうか。

まず、一つはこれまで区といたしましては、働きやすい男女共同といいますか、子育ての世帯等に働きやすい企業等を表彰したりとか、そういった取組、あとは講演ですとか、そんな取組を進めておりました。今回、企業向けSDGsという取組を行う中で、そういった項目に合わせて、なんていうんでしょう。子育て世帯等に働きやすい環境を取っていますかというようなことで、セルフチェックをやっていただいたりとか、そんな取組をいろいろやっていくところです。

【副会長】

ありがとうございます。

【会長】

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

71ページあるいは72ページのところにこのアンケートがあるんですけど、「青少年地区委員会による各種レクリエーションの活動など地域活動の健全育成活動を進める」というところで、非常に低い数字が出ていますけど、実際ここ、今年・・・と、青少年の行事、非常に圧倒的な人気が出ていまして。例えば、地域のことで一例を挙げますと、夏休みの集いというのをやりましたら、昨年500余りだったのが1,340人集まりました。映画会を9月9日にやりましたら、これも前年は500人前後だったのですが、今回1,085名集まりました。コロナ禍の中で、青少年の活動が目に見えて評価されてきているのかなというふうに思っています、非常に数字が低いので活動の成果が現れていないので、一言口頭でご案内します。

【事務局】

調査の結果なので、もうこちらで修正ができるといったものではないのですが、ただ、やはりいろんな地域の活動ってすごく子ども・子育てに関して、とても重要なことと思います。なかなか、そういった活動への理解が行き届いてない方もまだまだいらっしゃると思うんです。区としても、必要な支援、いろいろ一緒にできたらと思っていますので、共に頑張りましょう。よろしくお願いします。

【会長】

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

課長も先ほどおっしゃっていただきましたが、アンケート結果のグラフが、横軸が60%、80%、40%、それぞれいろんなパターンがあって、ぱっと目を見たときで40%と3

7%のほうが多いなという印象を持ってしまう嫌いがあるので、ここの横軸の%というのは、どういった基準でこれを分けているんですか。40にしているところ、60にしている、80にしている。

【事務局】

一律に例えば80にする、100にすると、恐らくその最高が30ぐらいで止まっているようなやつというのは、何でこんなに空白があるんだろうという視覚的な部分があるので、恐らくそういうふうなことはなく見直すべきだと思っているんですけど。ただ、二つ並べて、80と60が並んでいるというのは、それはさすがにおかしいので。それぞれのところ、確かにこれは上限が80なんだよというところをもうちょっと分かりやすくというか、勘違いしないような形を考えていきたいと思います。なかなか難しいんですけど、頑張ってみます。

【会長】

ほかに、いかがでしょうか。
どうぞ。

【委員】

43ページ等にある表記で、事前にメールでもお送りしたんですが、「世帯主と子のみで構成される世帯の18歳以下のお子さんの保護者」という言い振りが、物すごいまどろっこしい言い方というか。一言で言うと、独り親世帯なのかなと思いながら見てきたんですけど、その書き方はもう少し分かりやすい書き方にならないかなというのが1点目と。

あともう一つが、42ページと43ページを比べて、上と下で、そういった独り親の方で比較すると、通常の家といたらあれなんですけど、下がるかどうかって比較はしていると思うんですが、例えば43ページであれば独り親世帯も通常の世帯も、あまり大きな差はないので書いてもしようがない部分なのかなと思って。一方で、42ページを見ると、独り親世帯というのは話をする仲間がいるという回答をする方というのが、通常の方と比べるとかなり減って少ないので、こちらについてははっきり書いた上で、ここの部分についての対応が必要だということで、何でもかんでも載せるよりは下がる部分についてのみ記載したほうが分かりやすいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】

よろしいでしょうか。

まず、世帯主と子のみで構成されている世帯なんですけれど、例えば、私いつも例えが悪いんですけど。例えば、ここで夫婦をしていました。ここに子どもがいましたで、私が単身赴任で出ていますといったときに、単身赴任中の方を独立した世帯として構成している方というのも対象になるんです。なので、必ずしも独り親だけを抽出できるかということ、そういうわけでもないんです。なので、こういうまどろっこしい表現をせざるを得ないところがあるんです。必ずしも独り親だけではないという状況があるので、こういう言い方にしています。

あとは、もうちょっと分かりやすいところ、ポイントになるようなところを抽出してやるというところは、いただいたご意見を参考に検討してみたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次のご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、引き続きです。今度は2／3という、資料番号右肩に資料1－②と番号が打ってある資料があるかと思います。こちら、この2／3以降については今回が初出しではなくて、既に一度の会議にお示ししている資料となります。ただし、今回期が変わり、委員の変更もあったことありますので、若干これまでの経緯も触れながら説明をしていきたいと思えます。

まず、4ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、一番左ですが、計画の基本理念というのを設けてございます。これまで長らく、本計画の基本理念は「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」としてございましたが、本計画の上位計画である北区基本構想について、平成11年以來の改正に取り組んでございまして、そこでうたわれている基本目標を参考に改定案を考えてございます。

また、基本的な視点ですが、これまで子どもの権利を尊重と言っていたところ、当部会で子ども条例の検討を行ってきた経過等から、子どもの権利を保障といったような言い方に変えてございます。

また、基本方針について、これまで三つを定めてございましたが、子ども未来応援プランを含む形にすることから、その趣旨が分かりやすい形で示されるとよいといったようなことから、少々長くなりますが、子どもが夢と希望を持って生きるための支援といったような項目を立てる形を現在の案としてございます。

次の子ども・子育て支援総合計画の体系ですが、次世代育成支援行動計画が一つ、そして子ども・子育て支援総合計画という二つの計画が構成されており、これは今回の改定に当たっても、引き続きその形を維持したいといったようなことです。さらに、子どもの未来応援プランが統合されるといったようなことで、一番右に加えたような形としてございます。

なお、「子どもの未来応援プラン」というところに赤い線が引っ張っていますが、これは前回お示しの資料では、子どもの未来応援に関する計画といったような言い方をしていたんですね。ただ、未来応援プラン、せっかくやってきて根づいている名称ですから、それをそのまま使ったほうがいいではないかといったようなことで、今回修正を加えた案としてございます。

また、今説明のとおり、この三つの計画で構成されている部分、これがこども基本法に基づく市町村子ども計画であるといったようなことを分かりやすく表示するために、この体系図の一番下のところに、こども基本法第10条に基づく市町村子ども計画に当たる部分ですよといったような説明を加える形を考えてみました。

次です。5ページからですね。

5ページからが、次世代育成支援行動計画です。次世代育成支援行動計画は、基本理念に掲げた目標を達成するため、子育てに関する北区の政策を網羅し、五つの施策目標と、さらにその下に個別目標を設け、それぞれの取組を推進するために作成するものです。

五つの施策目標については、7ページと8ページ、ご覧いただけますでしょうか。説明書きがございます。

そして、9ページの体系図です。7月の子ども・子育て会議では変更の可能性をお示しし、9月の部会ではこのような形の案をお示ししました。赤字のところです。施策目標1の(4)のところです。

施策目標の説明では、子どもの権利の保障としっかりうたっている以上、それを受ける形で個別目標の設定は必要ではないかといった考えに立ち、今回修正を提案するものです。以降の内容については、これまでお示しした資料との変更箇所を取り上げる形で説明し、その他の事項については質疑の中で対応させていただきたいと思っております。

まず、12ページをお開きいただけますでしょうか。前回、オレンジというか山吹というか、それで色をつけている箇所になるんですが、保育施設への指導検査といったようなところでもございまして、区のほうでは小規模保育事業所等の認可権者となっていることから、区のほうで責任を持って指導検査を実施するものでございまして、7月の子・子会議には提示が漏れておりました。9月の部会のほうでは提示をしているものです。

次、17ページにお進みいただけますでしょうか。

事業の中の表、二つの事業を赤字で修正をしています。いずれも、事業名称の変更です。中学校スクラム・サポート事業というのを、教育アドバイザーといった形で直しています。スクラム・サポートのときには、そのとおり中学校のみを巡回する形で実施していましたが、小学校も巡回する形に改め、名称も変更となっているものです。

その下です。施設型中高一貫校の設置というものから、小中一貫校の推進という言い方に直してございます。「都の北学園」が開校いたしまして、その教育活動を踏まえた取組となる事業内容の変更に合わせて、事業名も変更してございます。

次です。19ページのほうにお進みいただけますでしょうか。

起業家講演事業と企業体験ワークショップに、このオレンジの色をつけてございます。オレンジというか山吹の色をつけてございますが、これは現計画には掲載がなく、今回の計画で新たに位置づけることを予定している事業となります。なお、以前の部会等でお示しした資料と変更のない場合は、基本説明を省略いたします。なお、完成版では他のものと同じ色、特段新規だからと色づけをするつもりはないです。今回、検討に当たってお示したほうが分かりやすいだろうということで、色をつけているということでご理解ください。

23ページ、お進みいただけますでしょうか。9ページのところでも申し上げましたが、(4)といたしまして、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実といった個別目標

を掲げてございます。

ちょっと飛びますが、41ページまでご覧いただけますでしょうか。

一番下の事業でございまして、地域育て合い事業というのがございます。9月の部会では、区の考え方を説明したんですが、いわゆる事業の規模等を鑑みまして、主要事業に位置づけるほどの取組ではないことから、普通の事業への位置づけの変更を考えているところです。同様の取扱い、49ページ、45ページでもこの事業が再掲で出てきますので、主要事業からいわゆる一般の事業に移すといったような変更を考えてございます。

次に、48ページをご覧いただけますでしょうか。外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金というのがございます。

当初お示しの案では、困窮家庭の支援のほうに、この項目を入れて位置づけていたんですが、この補助は所得制限のない補助であることなどを鑑みまして、こちらの経済的負担の軽減のほうに項目を移行させるという取扱いを考えているものです。

五つある施策目標のうち、およそ半分の二つまで進みました。

ここで一旦、切りますか。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

それでは最初から48ページまで、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続けてご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、すみません。引き続き、今度は施策目標3の子育て家庭を支援する地域づくりのほうに入ってまいります。

54ページにお進みいただけますでしょうか。

地域育て合い事業のところの主要事業から落とす説明については、先ほどのとおりなんですが、54ページの真ん中、フードパントリー支援事業というのを掲載してございます。区としても、事業をいろいろ見る中で重要度の高い事業と考え、いわゆる一般の事業から主要事業に位置づけの変更を考えたものです。

次です。57ページをご覧いただけますでしょうか。

まず一番上の、北区子ども・若者応援ネットワークです。9月の開催の部会では、実施の規模等から主要事業でなく、普通の事業に位置づけを変更したいといったような考え方を区からお示ししましたが、その後所管部署といろいろ今後に向けて事業を検討したところ、今後の実施については不確定要素が大きく、この計画への位置づけは困難といったような報告がされました。そういったことから、今回この事業自体は本計画から削除する形を考えたいと思います。

次にその下です。子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業です。こちらについて、さきの項目でも主要事業に位置づけられていた取組なんですが、こちらの項目のほうでも地域における子育てネットワークの育成・支援ということでは、該当する事業でかつ主要事業に位置づけるにふさわしいといったような考え方に基づきまして、

こちらにも掲載をしたいというふうに考えたところです。

なお、その下に見え消しで子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業というのもあったんですが、これについては今ご紹介したナンバー3のほうの事業に統合するような形で、整理を図りたいといったような考えです。

すみません、60ページにお進みいただけますでしょうか。

まず、(5)で子どもの安全を確保する活動の推進といったようなところの、主な取組の説明欄のところですか。9月開催の部会の中で案をお示ししたんですが、その際には交通指導員による指導誘導を行うといったような表現としてございました。しかし、より広い部分から取組を実施している状況がありまして、関係者が安全点検や安全対策に取り組むといったような記述に変更してございます。

次に、60ページのその下です。

主要事業のナンバー1ですが、子どもがいる施設における防犯教室・不審者対応訓練のところなんですけど、9月開催の部会では、①子どもの防犯教室と②不審者対応訓練とを明確に分けて説明の記載をしていたわけです。

ここで、この項目に限らず、ちょっと全体的な話をさせてください。

区では、この子ども・子育て支援総合計画だけではなくて、今現在、北区基本計画や北区教育ビジョン、様々な計画を策定してございまして、様々な事業の説明等について遂行のため、より分かりやすく適切な表現へと見直しを行ってございます。

来月開催予定のこの本会議では、確定した形をお示しするように作業を進めますが、それに向けて、内容自体に大きな変更はなくとも、その言い回しの修正等、かなり出てくる見込みです。今回の会議から修正を行った箇所については、分かりやすくお示しするつもりですが、そういったことでここに限らず、次回に向けては、表現等の説明、いろいろ生じるといったようなことについては、ご理解いただければありがたいと思います。

次に61ページでございまして、事業の表の2段目です。この事業内容、この安全・安心情報配信メールのこの内容についても、前回から単純に言い回しの変更です。

次にしばらく飛びまして、75ページまで進みたいと思います。

(4)で生活困窮家庭への支援といったような項目になるんですが、そこの主な取組の説明です。北区におきましては、小中学校、保育園、幼稚園の給食費については所得等にかかわらず無償化を推進しているといったようなことから、決して給食費の支援というのが困窮世帯向けの支援ではなくなったので、給食費の記述をここからは削除したいと考えてございます。

その次のページ、76ページですが、先ほど申し上げました外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金を別の項目に移したといったような取扱いです。

次世代育成支援行動計画の部分については、ここで説明を終了したいと思います。

【会長】

ありがとうございました。

49ページからご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

84 ページでナンバー1の女性のためのLINE相談というのが始まって、素晴らしいことだと思うんですが、性の多様性について考えてみようという、(実物を示して)こういうリーフレットを北区で出していて、にじいろ電話相談もやっていますよね。ここは、学校のことも相談していいとリーフレットに書いてあって、性自認及び性的指向に関する様々な相談を電話で相談することができて、思春期のお子さんなんか、これを利用するといいなと私は思っています。女性のためのLINE相談がここに載るなら、にじいろ電話相談も載せていいんじゃないかなと、ふと思ったんですがいかがでしょうか。知らない人も結構多いので、ここに並べて書いたらどうかなと思うのですが。

【事務局】

すみません。にじいろのほうは載せていなくて、確かに子どもを対象にした相談事業なので、いいかなと思います。ただ、にじいろの場合、どちらかというと性の多様性等に悩む子どもたちへの支援といったような側面も大きいかなと思いますので、ひょっとしたら載る項目がちょっと変わるかもしれないんですが、その辺りは所管とも詰めて、子ども向けの事業であれば、いろいろPRしていくこともいいことだと思うので検討したいと思います。

【委員】

そうですね。子ども条例にも具体的にLGBTQ+なんて言葉は載ってないけれど、そのままでもいいというか、そのままが尊重されるという内容なので、どこかに何か載せておいて、そういう相談もできるよというのをどこかで書いていただけたら、せっかく始めた事業なので、そんなふうに思っています。

【事務局】

貴重なご意見、ありがとうございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

資料49ページの子育て家庭を支援する地域づくりの、主要事業の地域育て合い事業が普通事業に変更になったということなんですが、具体的に普通事業になってからの変更点だったりとか、何か施策内容が縮小されるといったようなことなどはあったりするのでしょうか。

【事務局】

これは保育施設が、例えば私は昔、保育係の係長をやっていたんですが、その時代は、私立保育園は十何園しかなかったんですね。そういった中で、児童館と保育園が連携して

いろいろ取組を進めるというのは特別なことだったんですけど。今、保育園の数が現在とても増えてしまって、逆に児童館は縮小していく中で、そういったペアリングがなかなかできない中で、どうしても、近くのところは仲よくしまししょうというのはもちろんあるんですけど、その当時やっていた取組に比べてやっぱりそういったこと、そういった背景があるのでなかなか事業としては縮小傾向にあるということで、この規模で主要に位置づけることは書き過ぎというか、ということもあったので普通事業に落としたほうがいいんじゃないかな、みたいなことで考えたところです。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次のご説明に移っていただけますか。

【事務局】

では、すみません。今度、3 / 3になりますかね。右上の資料1 - ③と書いてある事業です。

第5章の子ども・子育て支援事業計画です。これについても、以前の会議でお示ししていることから、変更点のみの説明とさせていただきます。すみません。

こちらの計画ですが、子ども・子育て支援法により、市町村に策定が義務づけられている計画で、幼児期の教育保育の見込みと確保について、さらに国が指定する13種類の地域子育て支援事業について、見込みの量の確保について、それぞれ計画を立案するものとなっております。

区域指定については、保育の供給量、学童の供給者については北区の成り立ち等を踏まえまして、北から赤羽、王子、滝野川別に検討を進め、他については北区全体で考えていく形としてございます。

3ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

人口推計を掲載しています。令和3年10月に公表したものでございまして、今後5年間は微増といったような形となっております。ただし、令和10年になると、若年層については若干減少傾向が見られるといったような予測となっております。しかし、9月開催の部会でもご質問いただきました。ここ数年、出生数というのが予想より早く減少に転じてございます。また、保育園待機児童については今年度ゼロを達成し、逆に施設の空きが課題となっている状況もございます。そうはいつても、保育園の入園がかなわないといったようなことの出ることがないよう、量の確保といった点では5ページに記載してございますが、受入数を若干絞り込むような形。実際、区直営園等で調整を図るというのが主なやり方になってくるかと思いますが、そのような方向性を考えているところです。

次に、10ページまでお進みいただけますでしょうか。

国が指定する13事業になります。すみません、10ページじゃなくて11ページのほうですね、すみません。

地域子育て支援拠点事業です。中段の説明文について、7月のこちらの会議では、今後修正の可能性が大いにあるよといった、ほのめかしをしながら説明を行いました。9月の部会でもお示しし、また今回そのときと変わらない形でいいんじゃないかということで、案を取ったような形で、このような形でお示しできたらなといったようなことです。

次です。17ページまでお進みいただけますでしょうか。

一時預かり事業についてです。中段赤字で記載している箇所ですが、7月開催のこちらの会議では、今後事業に当たっての課題を踏まえた記述を行うといったようなことを説明しました。9月の部会でお示しした内容のとおりです。

次に、19ページへお進みいただけますでしょうか。

延長保育事業です。7月の当会議では、現行の確保数が5年間継続するといった資料をお示しいたしましたが、区直営保育園の指定管理者制度導入の際に枠を確保することとなりまして、それを反映させました。なお、9月の部会では、この数で資料をお示ししているところです。

以上、ここまでで一回切りますね。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】

22ページの学童のところなんですけど、学童の3年生のところを見ると、936人とかで北区全体で小1から小3でだんだん減る傾向かなと思って、私はそうなのかなと思ったんですけど。すみません、戻っちゃってあれなんですけど、資料1-①のところの27ページに、学童の在籍者の数があるんですけど、令和5年のところを見ると、なぜか小3のところは1,352人という形で、いきなり増えていて、小1がすごい減っちゃって、すごいではないですけど400人、300人ぐらい減っちゃっているんですけど。ここは、何か令和5年で3年生だけ増えるのか、そういうことは何か要因はあるのかなというのが、こっちの資料とずれているところ、ずれというか考え方を教えていただければと思います。

【事務局】

学童クラブですが、委員にご指摘いただいたように、1年生がやっぱり多くて、2年3年に上がるにつれて、だんだんと減っていきます。子どもの成長に伴ってというところだと思うんですが。ただ、委員にご指摘いただいた数のずれ、そういったところは同じ計画の中で、再度確認します。基本的な考えは変わらないんですが、数の出し方、すみません。ばらつきがあったのは申し訳なかったです。確認します。

【事務局】

確かにトレンドからすると、この年だけおかしいので。すみません、その辺り確認させてください。トレンドとしてはおっしゃるとおりだと思います。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

17ページの一時預かりのことで伺いたいんですけど、これは国のほうの事業で区としても、これから近いうちに実施するということによろしいですか。そうじゃないですか。

既にご意見等で、そういうことをできるかという問合せや何かしているということはありませんか。

【事務局】

今でもやっている事業です。

この後報告をするんですが、多様な主体によるというのを今日資料をつけていたんですが、どちらも預かり的要素があるんで、最近そういった何か預かり的なことが始まるといったようなことで確かに問合せもあったりするんですけど、こちらのほうについては基本、今でもやっている事業です。

【委員】

何か似たような新しい事業を始めることはないんですか。私の認識が間違っていたかもしれないけど。

【事務局】

これから始まります。今日の最後ぐらいに説明して……。

【委員】

失礼しました。じゃあ、そこで教えてください。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。ご質問等、よろしいですか。

それでは、次の説明をお願いします。はい、よろしくをお願いします。

【事務局】

では、25ページからが子どもの未来応援プランになります。第6章で最後です。

現行の計画は平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律等を受けまして、平成29年3月に策定したものになります。

基本目標、三つの柱、施策については現行と同じ体系を引きずるといったことで、検討を進めてまいりました。26ページから27ページが、その旨記載されてございます。

28ページに進みます。まず、この子どもの貧困に関する指標なんですけど、施策を実施するに当たり、この施策をやったからといって状況がそこに直接効果がある、貧困という

のは本当に様々な要因等がございますので、なかなか検証というのは難しいんですが、この表にお示しした20個の指標が候補としてあるわけですが、これらの状況を見ながら適切な政策を実施していくといったようなことで、一つ目安になるものです。

肌色で塗り潰しをしているものが2番、9番、10番と三つございまして、これは現行の計画にはない、新たにこういった指標を加えてはどうかといったようなことで、これまで検討を進めていたところですよ。

特に10番については、言い回しが子どもたちに聞いたとき分かりにくいよねといったような意見を度々いただいております。前回、委員からご指摘いただいて、そのとおり、これがいいんじゃないかと思ひまして、そのとおりの記載を書かせていただいております。

次です。30ページ以降は、この柱ですとか施策ごとに、こういった事業の柱であるとか、施策ごとに実施している事業を分類したものです。

基本、次世代育成支援計画の再掲になりますので、計画の中身とか説明については、そちらを見てくださーいといったようなことで、番号のみを記載するような形に整理してございます。幾つか赤字があったりと、いろいろしている中で修正が入ったりとしてございますが、これは次世代育成支援計画で説明した見直しと同じですので、今回説明は省略させていただきます。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。第6章のところですね。

ただいまのご説明に関して、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】

31ページ、施策2のところ、1-2-8「子どもの貧困問題の理解促進のための教職員等研修の実施」とあります。前の子どもの未来応援プランと見比べながら、この冊子を見ていたんですが、こちらでは学校のところプラス柱に、ライフステージに応じた相談支援のところの施策、孤立しない仕組みづくりのところにも似たような記述があつて。

こちらのほうは、日頃から子どもと接する教職員や保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブの職員等が子どもの貧困についての理解を深め、子どものささいな言動などから子どものサインを的確に把握し、早期に支援につなぐための研修を実施しますとあつて、学童クラブの職員さんたちが、この研修を受けたというのを私は記憶しています。コロナの前にね。

今回のほうは、教職員等とあつて学校教育における場でしか、この記述が、事業がないんですよ。でも、学校教育だけじゃなくて、やはり子どもと接する保育士さんとか幼稚園教諭、児童館、学童クラブの職員さんも、こういった研修を受けてもらったほうがいいのかと思うので、それがなくなっているというのは、何か忘れられたのか、それとも事業が後退するのか、どちらなのか教えてください。

【事務局】

よろしいでしょうか。すみません、ひょっとすると単純に名称だけのお話なのかもしれませんが、先ほど、資料1-②の18ページのところなのですが、18ページの表の一番下のところ、これも再掲なんですね。

こちらの中身というのは教職員等とあるのですが、その教職員等というのはそういった児童館、学童クラブというものも引き続きやることなので、ひょっとしたら、もし、こうすると例えば、そういう「等」のところが目立ちにくいとか、そういうことがあるのであれば、そういったご意見としていただいて、少し考えてみます。ただ、基本的に、今回同じ記述をそんなに何か所も長々することもないと思っているので、そういったところで分かっただけであればいいのかなという形で構成はしていました。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【事務局】

すみません、少し話が戻ってしまうのですが、先ほど委員のほうからいただいた質問についてです。

資料の1-①、最初の資料のところ。ページで言うと27ページのところ、影澤委員からご指摘いただいたのは、令和5年度の1、2、3年生の内訳が少しおかしいのではないかとあったところですが、併せて確認しましたら、これは1年生と3年生が逆でございました。申し訳ございません。資料の訂正をお願いいたします。

【会長】

資料の1-①の27ページですね。学童クラブの現状のところですね。

【事務局】

1年生と3年生の数が逆転してございました。申し訳ございません。

【会長】

この1年生と3年生が逆というのは、この①のほうですか。

【事務局】

令和5年ですよ。

【事務局】

そうです。

【事務局】

令和5年の①のほうの、令和5年で、1年生は1,352人と。逆に3年生が936人と、そういうことです。

本当にお恥ずかしいミスで、本当にすみません。

【会長】

それではこれは1年生と3年生が逆だということで、修正をお願いいたします。

ほかにご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で資料1-①から1-③までのご説明が終わったということになりますね。

すみません、全体を通して教えていただきたいことがあるのですが、前にも調査のところか何かでそういうご質問が出たと思うのですが、フォントの問題で、強調するところがゴシックというか太字というかになっているのかなと思ひまして。例えば、例を挙げると、資料1-①、75ページの辺りが気になったのですが、これはほんの一例なのですが、75ページのところ、例えば未来を担う人づくりで、①就学前教育の充実とか②とかこういうところがあって、強調するところが太字かゴシックになっているのですが、③子どもの権利を保障するための取組、これは何も強調する文字が特にないのですね。例えば、ほかのものと比較するのだったら、例えば子どもの権利というところが強調されるとか、そういうのがあっても不思議ではないのかなと思ひて、これは一つ例なのですが。

はい、どうぞ。

【事務局】

すみません、これは昨年から委員を引き続きやっていたいただいている方ですと、前、アンケートの案を皆さんにお示ししたときに、すごく見にくいねとおっしゃって。実際に完成したら見やすくなりましたねなんていうことだったのですが。これは確認しましたら、ユニバーサルデザインということで、会長がご指摘したようなことではなく、見せ方として若干幾つかの漢字とかそういったものを強調すると、視覚的には捉えやすいといったようなことで、今回こういった形でお示ししてございます。

特段中身で強調する言葉を何したというわけではなくて、あくまでも見せ方の問題ですので、この辺りは、今後修正が加わっていくのかなと思ひています。

【会長】

ありがとうございました。

ほかには、よろしいでしょうか。

たくさんのご説明ありがとうございました。また、ご意見をいただきありがとうございました。

それでは次に行ってよろしいでしょうか。今、議題の5ですが、①が終わりましたので、②（仮称）北区子ども条例について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

北区子ども条例についてです。

こちらは、先ほどの計画と違ひまして、こちらの会議に諮問している内容ではございません。北区のほうで案を考えていくような形になるわけで、それで議会にお諮りして、策

定するものではございますが、ただ、子ども・子育て会議にも様々、いろいろ知見を備えた皆さんがいらっしゃるので、相談しながらいろいろ進めてきたことです。

こちらの条例（案）についても、子ども・子育て会議と同じタイミングの区議会での報告を行い、パブリックコメント等を実施していきます。なので、子ども・子育て会議における検討というの、あと今回と次回で終了といった形での運びとなります。

まず最初ですが、本日、紙でお渡しした、席上配付いたしました資料の2-①というのがあるかと思えます。2-①というものが、2ページから始まって、次第があつて、資料、分かりますでしょうか。それを何枚かめくっていただくと、8ページから資料2-③というものが始まります。まず、そこから説明をさせてください。

昨年度から本格的な検討に着手した、この（仮称）北区子ども条例ですが、こちらの会議でもご意見を伺いつつ、子どもたちの意見を取り入れて策定するようにとといった方針の下で、様々な取組を進めてきたところです。

本年度も、中学生モニター会議、昨年に引き続き、条例について考える場をつくることができましたので、少し時間を取って、計5回のうちの2回、条例について考える場をつくることにしました。

進め方としては、他の自治体の中で、前文に子どもたちの思いを込めるといった取組があったので、大学での取組などを参考に、皆さん、どんな前文をつくりますかといったパターンをいろいろ考えてもらいました。

10ページ以降が、子どもたちからの回答というか、発表の内容になります。詳しくは時間の都合で割愛していますが、幸せを感じる時、幸せを実現するためにはこういった権利が必要でなどということ、いろいろご意見をいただいたのかなと思えます。

今回の中学生モニターを務めていただいた委員の子どもたちも、非常に前向きに、熱心にいろいろ取組を進めていただきました。

次です。その次、14ページまで進んでください。

皆さんには報告が遅くなり、大変申し訳なかったのですが、「（仮称）北区子ども条例」タウンミーティングというものを開催することにいたしました。

もともとは、子どもたちの意見を聞く取組を考えていたわけでございまして、特に、昨年度、高校生モニター会議というのをやったのですが、都立高校の子どもたちの参加が少なかったもので、都立高校に協力を仰ぎながらやってみようと。その中で、区議会のほうで、子どもたちだけではなくて、一般の方にもいろいろ参加してもらう機会を設けたらどうだといったご意見をいただいたので、高校生であれば一般の方ともいろいろ話ができるのかなと考えまして、高校生と大人たちとでいろいろ意見交換をしながら、話すような場を設けました。

子どもたちからは、自分たちの意見を聞いてもらう機会があつて非常によかったといった声が聞かれる一方で、ただ、条例のことについていろいろ、ある部分、集中した審議を期待していた一般の参加者の方からは、若干その旨、こちらからの説明が届かなかった部分があつて、若干期待に沿えなかったところは反省ですが、王子会場だけ実施して、今のところ、9月26日にやりまして、滝野川・赤羽でも同様な形で開催を今考えているところです。

まず取組についてのみ説明いたしまして、一旦ここで切りましょうか。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

今、ご説明にあった「(仮称)北区子ども条例」タウンミーティングの開催について、私どもの団体の会員が、数人ここに参加しまして、北区ニュースでこれを見て非常に期待して行ったわけなのですが、~~参加~~この王子会場のところですね。飛鳥高校の生徒さん20名、生徒会長や役員のようなことで、大人が20名で、ほとんどが区の職員さんと、あとは学校の先生で、ファシリテーターが大学の4年生だったということで、この事業のタイトルや目的にもかかわらず、子ども条例の説明が最後に少しだけで、最初に条例の意義や、どのように制定されるのかの説明がなかったことがとても残念だという意見を寄せてくれました。

ディスカッションのテーマが、「高校生がポジティブに挑戦できる環境をつくるには」ということで、もっと条例に絡めてほしかったなという感想もありました。

そこで高校生に直接聞いたところ、子どもの権利や全国で条例が制定されていることについて、学校では教えてもらっていないので知らなかったということでした。

ディスカッションは、どのグループも最終的には校則や身の回りの環境などの話になり、もちろんそれもすごく大事なことで、高校生の意見を聞くのもすごく有意義だったと思うのですが、今回のこのタイトルとか、内容、目的と食い違っていたのではないかと、子ども条例のための取組とは感じられなかったのと、あと2回、タウンミーティングが実施されるということなので、子ども条例についての説明をぜひきちんと入れてほしいという意見がありました。

前、子ども・子育て会議の年度当初のスケジュールの資料に、出張説明会を検討中とあったのですが、それはどうなったのか。条例の周知の意味で、ぜひ開催してほしいという意見がありました。

以上です。

【事務局】

すみません。出張説明会が基本的には今回の形に、ある部分、落ち着いたのかなと思っています。実際、子どもたちに意見を聞く際に、まず例えば条例の話をする、いろいろ本当に考えたのですが、条例にとらわれてしまって、子どもたちの自由な意見が出てこないのではないかとといったことを、ファシリテーターなどともいろいろ相談して、今回はそのような形としました。

話合いの時間が長くなったために、最後も、もう時間が予定より延びたので、説明をしながら途中で退席するような状況もあったので、条例の説明が、最後、不足していたという思いはあるのですが、それでもこういった取組をして、子どもたちの意見を受け止められる、そういったまちづくりを進めていきたいといった趣旨、これからもその条例をつく

ってやっていきたいといったことでの取組にはなったのかなと思っています。

ただ、その辺りの内容のことについては、もう少し伝わりやすいような方法などはあったのかなという思いはあります。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、続きまして、A3のほうの、資料2-②のほうにお進みいただいてよろしいでしょうか。

区内の小学生、中学生、私立を含みまして、子ども条例に関するアンケートを実施いたしました。

1ページをおめくりいただきまして、中身ですが、何を聞いたかといいますと、子どもの権利ですね。他の先行自治体等でも一般的に盛り込まれているような権利については、これは区としても入れていくべきだろう。ただ、若干オリジナリティが高かったりとか、昨年度、子どもたちからの意見聴取の中でこういった取組があった権利、あったほうが、位置づけたほうがいいのではないかとといったご意見をいただいたものについては、子どもたちに選ばせるということではなく、子どもたちが、これもどれが大事だろうといった選択をすることで、その意義というか重要性をご理解いただくといったことから、七つの選択肢があったわけですが、その中から、あなたが特に大切なものを三つ選ぶといったことでの質問が一つ。

そして、前文のスタイルですね。条例の前文というものは、かなり自治体によって個性が表れる部分かと思っています。かなり、区側からの、策定自治体の意図等を表記するような前文が多い中で、最近子どもたちからのメッセージを主にしたものもありまして、かつ、私、この部署に来る前に防災課にいまして、そこで荒川の避難行動計画というものがありまして、そこで箇条書で、大切な要点を宣言文的に記載するようなやり方があって、それはどうだろうといったことで、提案申し上げて、アンケートを取ったといったことです。

次に、三つ目ですが、条例の名称です。これについては、大分この場でも様々な議論がありまして、後で説明を加えていきます。

まず、回答率の話からさせていただきます。

1ページ目に戻ります。

すみません、数値のミスがございます。一番下の表で、青で全体とあるのですが、生徒数まではいいのですが、回答数の合計、公立・私立足すと、3,490とあるのですが、すみません、訂正させていただきます。これは4,075です。3,490とあるのですが、全体で4,075名のお子様から回答がいただけたということです。回答率も若干上がりまして、25.27%とありますが、正確には29.51%です。すみません、大変お手数ですが、資料の修正をお願いいたします。

2 ページ目に移りまして、これが小学校、中学校、アンケート結果をまとめたものですが、こちらにも先ほどお示しした表をそのまま掲載してございますが、数が間違っています。すみません。先ほど申し上げた数に修正いただければありがたいです。

まず、「あなたにとって大切だと思う子どもの権利」とございますが、七つありまして、それなりに子どもたち、いろいろ票は分かれてましたが、どれも重要だといった回答だったと受け止めてございます。

こちらについて、区が制定する条例ですから、区としてこれらの権利に対してどのような保証なりができるのか、そういうことを区のほうで十分検討した上で、資料2-①にお示ししてある基本的な考え方に、今後、それを反映させていこうと思ってございます。今日のお示しの案には、まだ反映されてございません。

次です。前文ですが、こちらについては、今までもそれほど議論がなく、今回、選べない、分からないといった形式のご意見も多数いただいたのですが、子ども、大人、区、それぞれからの若干端的なメッセージ、宣言、そういったことを加えるような形で、策定を進めてみようかと考えてございます。ぜひ、大人たち、地域の方々のご意見などについては、うちのほうも子ども・子育ての施設の職員等にいろいろ聞いてはいきたいと思いますが、子ども・子育て会議の委員の皆様からも、例えばこういった言葉を盛り込んだほうがいいのではないかとか、こういった表現がいいのではないかとか、そういったご意見がありましたらぜひお寄せいただいて、こちらのほうで検討したいと思います。

子どもたちのメッセージについては、これまで様々なところでいただいたご意見を参考に、中学生モニターで協力いただいたお子さんたち、非常に条例に対しての高い関心を抱いていただいていたので、そういった方を中心に検討グループを立ち上げて、検討してつくっていききたいと思います。区のほうからのメッセージは、庁内で検討会を立ち上げて考えていききたいと思います。

次に、名称のところが一番この会でもいろいろと議論があったところです。どういった名称案にするかというのは、基本的に区の裁量というか、区のほうで決めるお仕事なのかなと考えてございます。ただ、パブリックコメント等をこの後も実施しますので、そういった中で、またいいものがあれば、そういったものにいろいろ見直したり反映させたりといったことはあるのかもしれませんが、まずは区のほうで考えていくものだと捉えています。ただ、その中で、今回はこのような結果になったということです。

子どもたちの意見を反映させるべきではないかですとか、あと、権利という言葉はとても条例の中では非常に重要なので、権利という言葉は外せないのではないかとといったご意見をいただきました。区のほうでも、正直、今現在、このような結果を見て、結論については、正直、今決めかねているといたしますか、まだ出せていないような状況です。今日、皆様からいろいろご意見をいただく中で、区の考え方などを明らかにしつつ、議論ができたらありがたいのかなと思っています。

以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

それでは皆様から、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

物すごく単純なのですが、アンケートの回答率で、公立と私立で、公立の約3倍も私立の回答率がいいのですが、これは何か原因があつてのことですか。

【事務局】

これは、すみません、私も冒頭触れるつもりが失念してしまつて、大変申し訳ないです。公立学校にも高い回収率を目指して、ぜひご協力をといたところもあつたのですが、やはり生徒さんの自主性に委ねざるを得ない部分もあつたようで、こちらとしてはもう少しという思いもあつたのですが、結果はこのようなところだつたということです。

【会長】

ちなみに北区は、学校の数としては、公立と私立、どれぐらいの割合なのですか。

【事務局】

数の比較はあれなのですが、例えば2ページの表などをご覧いただきますと、今回対象とした、おおむね4年生以上の、4年生から中学3年生までの数ということで言うと、公立は1万1,500人ぐらいいらつしゃつて、私立は逆に2,357。

【会長】

これは在籍している生徒の数ですね。ありがとうございます。
ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

【委員】

意見というよりも、感想に近いのですが、アンケート結果の総計を見て、「あなたにとって大切だと思う子どもの権利は？」との問いに対して

「ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間をもつことができる権利」が最多で選ばれています。これは、子どもがこの権利を満たされていないので選んでいるのか、はたまた、これが既に獲得できていて、自分にとってこの権利が大事と思つているのか、計り知れないのですが。もし前者、つまり、獲得ができていない権利であつて、ゆったりする時間、ゆったりできる場所、安心できる場所が欲しいということなのであれば、親として、自分自身の反省にもつなげます。

子どもに、早く宿題をやりなさい、早く寝なさいなどと言うことが多いので。

親に余裕がなくなつたりすると、子どもも余裕がない生活になるという結果なのかもしれないのですが、ここの部分を、できればこの条例が制定されて、何らかの形で社会的な変化が起こつていったときに、子どもたちが、「この権利、この事例できて獲得できたよね」と、未来の子どもたちなのか現在の子どもなのか分からないのですが、言ってもらえるような結果に結びついたらいいなと思つながら拝見しました。

すみません、以上です。

【会長】

ありがとうございます。本当にそうですよね。こういった子どもたちの意見を聞くことは大事だなと思います。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【委員】

子どもの権利条例の中にこういうものを入れてほしいというものを、たくさん、私、会議のたびに主張してきたのですが、そのときに、遊ぶ権利とか、失敗してもやり直すことができる権利というような、子どもの権利条約にちゃんと入っている権利なのですが、それについて、こんなものという感じの、それを入れるのみたいな雰囲気非常にあったのですが、やっぱり聞いてみると、それをすごく欲している子がいるんだなとはっきり分かります。

失敗して必要以上に叱責される子どももいるし、あまり叱責されると、もう何かにチャレンジしようという意欲は湧いてこないし、だから失敗しても次頑張ろうねとか、次、同じ失敗をしないようにしようねとか、そうやって励ます親とか周りの大人の、そういうことが非常に必要で、でもそういうことは自分の周りの人ぐらいにしか言えないが、条例に入れることで、やっぱり大事だよねということが言えると思うし、こうやってアンケートを取っていただいたことで、そういうことが分かるということもあるので、取っていただいて本当によかったなと思います。

本当に聞いてみないと分からないものなのですよ。自分の子どもがこういうふうには言わないだろうと思っていたのが、実はアンケートで親の予想と違うところに丸をしているかもしれないし、子どものことをどこまで保護者が分かっているかというのは、なかなか、子どもも言いたいと言えないという家庭も結構あると思うのです。親子の会話がきちんとできて、言いたいことが言えるという関係の家庭はとても幸せだと思うのですが、そうでない家庭もやっぱりある中で、こうやって小学校、中学校、それぞれで多少ずれがあって、でもこういうことを本当に欲しているとか、これを奪われたらすごく大変と思っているということが分かって、とてもよかったと思います。

アンケートを取っていただいて、とても労力がかかって、集計も大変だったと思うのですが、本当にありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

ぜひ、私が事務局の立場で仕切るのもおかしいとは自覚しておりますが、ぜひ名称のことを少し、いろいろ勉強になることが多いので、また意見があったらいただいてもいいですか。すみません。

【会長】

皆さん申し訳ありません。時間が過ぎてしまっはいるのですが、子ども条例のことも

とても大事なことなので、少しだけ、もう少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。では、お願いいたします。

今、事務局のほうからもお話がありましたように、条例の名称等について、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】

毎回、内容に即して、名称には「権利」を入れてほしいと私は主張していて、こうやって3択で人気投票すれば、それはやっぱり「幸せ」という言葉が一番かと思います。「幸せとはどんなときですか」という質問もありましたし、子ども・子育て支援計画総合計画のこの一つ目、資料1-①の8ページを見ると、「子どもの幸せNo. 1を実現」とどんと出しているし、ここと併せて「幸せ」とつけたいのかなという気もしますが、また、逆に何もつけないで北区子ども条例にするという案もあると思います。

私は、「幸せ」とか「未来」とか、耳当たりのよい言葉をつけてどうこうというのは、まだあまり釈然としないところがあって、「権利」をどうしてもつけたくないなら何もつけなくていいと思います。読めば分かるし、子どもに幸せになってほしいということは、すごく、ちゃんと読めば分かるし、未来についても、子どもの未来について、すごく北区は考えていますというのもちゃんと伝わってくるし、条例の中身を見れば。

なので、そうは思いますが、せっかくわざわざ「幸せ」か「未来」をつけたいと思ってきつとアンケートを取っているのかなとも考えるし、せっかくアンケートを取って、何もこれは反映しないものどうするのだろうとも思うし、なかなか難しいところですよ。

私は、意見としては、「権利」を入れるか何も入れないかのほうがすっきりしていいとは思っています。

【会長】

ありがとうございます。といった意見が出ましたが、ほかに皆様、いかがでしょうか。どうぞ、いろんなご意見があると思いますので、せっかくの機会ですから。

はい、どうぞ。

【委員】

せっかくアンケートを取って、圧倒的な多数を得ている「幸せ」とか、そういう言葉を入れるのは、私はアンケートを取った趣旨からするといいのかなと思っています。委員がおっしゃったことも分からないではないのですが、アンケートから反映される圧倒的な数字は評価して、何らかの反映をするほうがいいのかなと個人的には思っています。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

こういうものを拝見するときに、必要ないのかもしれないのですが、英語に訳したとき

にどういふ単語が当たるのかなとつい考えてしまうのですね。ここで言っている「幸せ」というのは、多分H a p p yではなくて、W e l l b e i n gのほうなのだろうとは私は受け取りました。そのように捉えれば、W e l l b e i n gというものは、今本当にキーワードでありますし、条例のタイトルに来てそれほど違和感はないという気がいたしました。明るく楽しいという意味だけのH a p p yだけではなくて、まさに善く生きるという、そういう意味合いが伝わるのであれば、そういう意味合いがどこかに説明が含められるようであれば、私は納得できるかなと思っていました。

以上です。

【会長】

ほかの皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

私の個人的な意見ですが、私はずっと「権利」を入れることを主張していきまして、今でもその気持ちは基本的には変わっていないのですが。アンケートを取って、この「幸せ」というのは過半数ではないと思うので、多いことは多いんですが、意外と「権利」も多いではないかというものが個人的な感想ではあったのですね。ただ、子どもたちに調査をしたということがありますし、例えば、今、委員も言われたような、英語でどう訳すかというのは非常に大事な問題で、今、外国につながる子どもさんも増えているわけですし、こういうものは必ず英訳もつけると思うのですね。

いろんな考え方があると思うのですが、場合によっては折衷案で、例えば「子どもの権利と幸せ」、あるいは「子どもの幸せと権利に関する条例」とか。あくまで私は、これがいいと言っているわけではなくて、子どものアンケート結果も尊重しつつ、「権利」という言葉を入れていただくというのものもあるかもしれないと、そんな気がします。

【事務局】

では、すみません。少し時間の関係もあるので、こちらのほうの捉え方を説明させていただきます。本当に忌憚のないところでのご意見をありがとうございます。

私どもは始め、子どもたちが条例の名称という非常に重要な部分、それに対して子どもたちが参画するというのは、非常に意義があることだと思っていました。

それに対して、まず最初に、中学生モニターと中学生にアンケートを取ったのですが、私たち、権利のことを書いているのだから、当然「権利」だろうと思って、子どもたちに投げかけたら全く反応がなかったのです。小学生のアンケートぐらいから「権利」というものがちょこちょこ出てくるようになって。実際、今回アンケートを取ったら、私は岩崎会長と同じで、「権利」が意外とあるなど、正直、区では受け止めをしています。

ただ、やはり子ども条例の話をする、やっぱり幸せがあって、その裏側になっている権利、そういった、ある部分二本柱になっているようなところも正直感じてはいます。

今日いただいた意見をいろいろ踏まえまして、次回、区としての方針みたいなものをぜひ示したいと思いますので。いろいろまたお気づきの点等があれば、メール等でお寄せいただければ幸いです。ありがとうございます。

【事務局】

時間のないところ恐縮です。幸せに関するところの思いだけ、少しお話ししたいのですが、確かにやまだ区長は「子どもの幸せNo. 1」ということを公約といたしますか、コンセプトで一つ掲げています。それも全く無関係ということではないかとは思っているのですが、「幸せ」というところを選択肢に入れた理由の一つとしては、委員からもお話しいただいたように、Wellbeingというところで、中教審の答申でもそういった、日本社会に根ざしたWellbeingの向上というところも挙げられていたり、あとOECD、世界の動きなども踏まえて、Wellbeingというものが非常に大事だということを示されている、そういったところも踏まえての考えということで、その辺も踏まえて入れたという背景があります。

すみません、そこだけ追加いたしました。

【会長】

ありがとうございました。計画について、子ども条例についても、今回と次回とで意見を言う機会が最後ということですので、何かありましたら、また次回にはぜひともご意見をいただければと思います。

それでは、すみません、まだ少し残っていますので、恐縮ですが簡潔にまとめられるところはまとめていただいて、ご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

あと、すみません。資料の2-①のところが少し抜けておりましたが、赤字のところは前回から修正の箇所になります。ここの意見では、虐待をもう少し丁寧に書こうという意見があったので、そういったところを反映しています。あとは、区側のほうからも若干、他の条例などを見まして、もう少しこういった説明があったほうが良いということで、いろいろ記載してございます。これについてもお気づきの点があれば、またと思います。

では、報告事項のほうに入ります。

【事務局】

私からは報告事項の3番、さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事についてご報告します。

【事務局】

右肩に資料3と書いてある紙になります。

【事務局】

恐れ入ります。資料3のほうをご覧ください。

こちら、区立認定こども園に関しまして、大きく2点のご報告です。

要旨の部分ですが、1点目は、現在幼保連携型の認定こども園として運営している区立さくらだこども園、こちらを令和7年4月より、幼稚園型認定こども園に類型変更し、併せて3歳児保育園枠は廃止すること。また、2点目は、同じく令和7年4月に、区立うめのき幼稚園の場所で新たな幼稚園型認定こども園を設置するため、工事に着手することに

ついてご報告するものです。

2の現況（経過等）です。

区では、既存の区立幼稚園を認定こども園に移行していく方針を定めまして、平成29年4月にさくらだこども園を開設したところです。当時、当該地域で3歳児も含めた保育所の待機児童解消が課題となっていたことから、3歳児保育園枠を設定いたしまして、現在、保育園枠は3歳児から5歳児、幼稚園枠は4歳児と5歳児という定員設定で園の運営を行っています。

また、現在、幼稚園教諭が保育教諭を兼職してこちらを運営していますが、認定こども園法改正に伴う兼職の特例期間が終了することが見込まれていることから、幼稚園型に移行することについて、検討を行ってまいりました。

また、昨年12月の子ども・子育て会議においてご報告しましたが、学級編制基準をこれまで定めてまいりましたが、昨年5月の園児数がそれを下回ったじゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園、こちらの2園を統合・再編いたしまして、新たな認定こども園を開設する方針を決定しまして、園舎増築の設計を今、行っているところです。

恐れ入ります。裏面のほうをご覧ください。

3の内容です。

(1)です。さくらだこども園については、今お話ししました特例期間の終了、また、区内の待機児童が解消してきた状況、また、今後の年少人口推計の減少の見通しなどを踏まえまして、このたび、令和7年4月に幼稚園型への類型変更と併せて、3歳児保育園枠を廃止することといたします。

類型変更後は、区立幼稚園が従来担ってきまして、4歳児・5歳児の2年保育を実施してまいりますが、こちらの定員設定、幼稚園枠を何人にするか、保育園枠を何人にするかというところについては、近隣の保育園の3歳児の受入状況なども含めまして、今後、保育ニーズ等を勘案して決定してまいりたいと考えています。

続きまして(2)、新たな認定こども園の開設に向けましては、保育室や調理室、こちらを新たに整備するために、うめのき幼稚園の園舎増築工事を実施いたします。工事については、令和5年12月頃から、既存の設備などの解体工事に着手いたしまして、その後、令和6年3月頃から増築工事に着手する予定です。

増築内容のほうは、資料にお示しのような保育室や調理室などのほか、多目的室など、今詳細の設計を進めているところです。

なお、工事中もうめのき幼稚園の運営は継続いたしまして、音や振動など、大きく発生するような工事は夏休み中に集中して実施するなど、万全の安全対策を図って工事を実施してまいります。

その下の表のほうでは、定員についてお示しをしています。左側には現行の2園の定員と、括弧内には今年5月現在の園児数をお示ししています。そして右側には新たな認定こども園の定員設定、こちらの予定をお示ししています。

新たなこども園は、幼稚園枠60名と保育園枠20名の計80名の定員とすることを予定してまして、現行の2園の在園児数の規模に加えまして、新たなニーズに応える保育園枠の園児の受入れが可能となる規模、こういったものを想定して、今、考えているものです。

最後に、4の今後の予定については、お示しのとおりですが、周知については、既に9月に在園児の保護者の皆様への説明に加えまして、北区ニュースやホームページ等へ、園児募集案内などで掲載を行っています。また、増築工事を行う前には、保護者や地域の皆様を対象とした工事説明会の実施を予定しています。

ご報告は以上です。

【事務局】

続けてやります。今度は資料4をご覧ください。1枚おめくりいただくと資料に出てくるかと思えます。

令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数児童数の変更についてです。

一定の待機児解消が図られた区内保育施設の状況、令和6年4月期に向けて、受入可能数の変更を行うものです。

まず(1)が区立保育園の話ですが、豊島つぼみ保育園については、昨年度この場でも報告したのですが、2歳までの緊急対策として開設した保育園ということで、待機時の解消も落ち着いてきた状況で、子どもの数も減ったので予定どおり閉園とします。

そして、区直営保育園については、他の保育施設の運営状況を鑑みまして、これら幾つかの保育園で受入数の減を考えていきたいといったようなことです。

裏面に進みます。

私立保育園等の受入可能数の変更です。

さくらキッズ、浮間さくら、日の基と書いてございますが、さくらキッズも浮間さくらも、どちらも0・1・2歳の、今現在、受入れを行っている施設ですが、3・4・5歳まで延長したいといったことです。保護者の強いニーズ、そして、以前から施設においては準備を重ねてきて、ようやく実施についての諸条件が整ったと。そういった中で待機児解消が進んでしまったので、なかなか、その辺りはどうなのだろうといったことで、様々協議をしてきたのですが、事業者さんからは、区からの工事費の補助がなくても、これは進めてきたことなのでぜひやりたいと、保護者と子どもたちのためにやりたいといった強い意向があったことから、今回、区としても認める形としました。

日の基保育園については、若干の定員減を行うとしてございます。保育環境であったり、園児の集まりであったり、そういったことを受けての変更です。

そして、この場でも報告したのですが、木内鳩の家幼稚園について、認定こども園に移行することから、本件枠での児童募集を行うといったことです。

今後の予定ですが、例年どおり園児募集等を行っていくといったことで、説明をとどめます。

以上です。

【事務局】

どうぞよろしくお願いたします。

私からは、多様な他者との関わりの機会の創出事業についての説明をいたします。

先ほど質疑の中でも委員からご紹介がありました。

よろしいでしょうか。右肩、資料5とあります。多様な他者との関わりの機会の創出事

業です。

これは先ほどの質疑の中でも、一時預かり事業のところでも若干ご紹介いただけただけかと思っておりますが、これまで、一時預かり事業を北区でも実施していきまして、基本的には保護者の皆様のニーズに応える形で、お子様を、特に私立保育園、また指定管理者により運営しています公立保育園、そこで預かりをしてきました一時預かりに対して、今回、こちらはもう少し継続的にお子様をお預かりして子どもの育ちを支援していこうと、そういった事業です。

1の要旨のところ、冒頭のところを見ていただきますと、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かりというものがこの事業のポイントです。

中ほど進んでいただきまして、2の実施内容のところでは、

まず、真ん中ほどのところなのですが、事業の内容というところをご覧ください。一定程度継続的な預かりとこちらは書かせていただいております。主に期間の単位としては2か月程度という形を想定してはいますが、その2か月程度、一定の期間を、お子様を集団の中で、お子様の育ちに着目して、保育園で過ごしていただく。そのときのお子様それぞれに支援の計画を作成して、保護者の方とは定期的な面談を行って、子育てに関する助言をしていく、そんなきめ細かな事業を予定しているところです。

恐れ入ります。少し上に進んでいただきまして、実施施設のところでは、私立保育園、私立幼稚園で、おおむね5施設程度でこれから実施していこうと考えているところです。

恐れ入ります。裏面にお進みいただきまして、今後の予定です。こちらは令和5年10月から北区のホームページ等で周知、事業の開始となります。もう少し具体的に申し上げますと、募集が11月から始まりまして、実際にお子様の受入れは12月ぐらいからスタートができればいいなど、そんな形で事業の計画をしているところです。

雑駁ではございますが、私からの説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。今、資料3、4、5を急いでご説明いただきましたが、ご質問等ありましたら、お願いします。

はい、どうぞ。

【委員】

会員からの質問で、北区の場合は保育園と幼稚園、なぜ私立だけなのかと寄せられていて。というのは、これは今までも、先ほど委員からあったように、一時保育はあったのですが、いつもいっぱいだったり、保育園の行事と重なると預かってもらえなかったりして、そうならないように継続的に受け入れられるようにするための事業だと私は理解しているのですが。この一定程度定期的な関わりというものが一番大事なところで、子どもを預かるだけでなく、保護者との面談や子育てに関する助言をするということがとても大事なところなのですが、そういう対象となる保護者の場合は、お金がなかったり、親に預けるニーズもないとか、預ける気もないとか、親自身がほかの人と関わろうとしないとか、関われないとか、だけど子どもがいっぱいいたりとか。これがほかの一

般の家庭に比べて支援が必要な家庭向けの事業だということなら、要対協ケースが対象になる可能性がすごく大きいので、そういう仕組みにすぐはまって、協力できる公立でやったほうが、モデルケースとしてはいいのではないか。なのに何で私立なのかという、少し説明が長くなってしまいました。どうして公立はなくて私立なのでしょう。

【事務局】

ただいまご質問いただきました。なぜこれは私立で実施するのかということですが、今委員にご紹介いただいたように、支援が必要なご家庭、お子様に対する事業として、公立でやったほうがいいのではないかとご提案はまさにとおりだと思っていて。ただ、今回のこの私立保育園で多様な他者との関わりの創出事業を始めるというのは、一方では、今、待機児が解消されて、私立保育園の定員に空きができていくという状況も、また一つの課題になっています。空きが多ければ、運営経費を、お子様のお預かりしている実績に応じて、国から支払われる公定価格の不足分というものも課題となって、私立保育園の運営を圧迫しているような状況の中で、そういったことを補填する意味でも、ある意味新しい取組として、まず私立保育園でこういった多様な他者との関わり、これまでずっと、年間、そして5歳の卒業までを基本的に前提にお子様をお預かりしてきた保育園で、もう少し多様なニーズに応えていこう、それを私立保育園でやっていこうというのが一つです。

今、委員にご紹介いただいたように、そういった支援が必要なご家庭に対する、もう少し要対協の皆さんのご協力しながら進めていくような事業は、おっしゃるとおり法律で進めていく必要があるのかなとは認識しています。ただそれは、今後の私立保育園の実績を見ながら、募集の中でどれくらいそういったご家庭があるのかという実績を見ながら考えていきたいと思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

今のページの利用料のところの見方が分からなくて、教えていただきたいのですが。課税世帯の利用料が月額2,200円で、その下の段を見ると、利用者負担軽減というところで、生活保護世帯が月額3,000円。それ以下、2,400円、2,100円と続いているのですが。この3,000円というのは上限額、何か保護の方が、通常の方、課税世帯の2,200円より上がるということではないですね。

【事務局】

委員長、よろしいですか。

月額2,200円というのは、1日8時間お子様を預けた場合の料金となっていますので、実際に実施する私立保育園との、これから調整というものもありますが、8時間以上

お預かりするという場合には、それに上乗せして利用料金がかかってまいります。そのときに、この利用者負担軽減額というものが定められていまして、その範囲の中であれば、それは全て負担が発生しないという設定の仕方が示されているところです。

いずれにしても、これは東京都の補助事業を活用して北区が実施するものでございまして、この利用料金も、利用者負担軽減額の上限額も、これはあくまでも東京都が定めたので、これから実際に実施していただく私立保育園との調整の中で、この金額については改めて決めていきたいと思っていますので、そういったことも含めて、これから事業の周知をしていこうと思っています。

以上です。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後にその他ということですが、事務局から何かありますか。

【事務局】

事務局です。

次回の会議日程だけ、改めてお知らせいたします。次回、11月6日、月曜日、北とびあpegasusホールで、既にメールでご案内していますが、また追って通知いたします。よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回北区子ども・子育て会議を閉会としたいと思います。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。